

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 7 年 4 月 2 3 日

収支等命令者
佐賀県議会事務局
総務課長 大久保哲郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 7 年度佐賀県議会議事堂放送設備等
保守点検業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 4 5 号（佐賀県議会議事堂）

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 令和 7・8 年度佐賀県建設業者施行能力等級表（建設工事）において、電気工事
または電気通信工事の資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者で
ないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）
に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手
を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者
又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者で
ないこと。
- (6) 議会開会中において、設備に不具合が生じた場合に早急な対応ができる者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイか
らキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第
2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を
もって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 入札参加届を提出していること

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届と関係資料（営業概要書）を令和7年5月15日（木）午後5時までに、下記の担当課に持参してください。提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。入札参加届提出後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を下記担当課に提出してください。

※ 担当課 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番45号
佐賀県議会事務局 総務課 経理担当
電話 0952-25-7215

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
3の担当課に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月23日（水）から5月15日（木）までの日（土日・祝日を除く）の午前9時から午後4時30分までの間、上記（1）において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

- (3) 入札説明会

- ア 日時 令和7年4月30日（水）午前9時30分～
- イ 場所 佐賀県議会議事堂 2階 第1会議室

- (4) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日時 令和7年5月19日（月）午前9時30分
- イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番45号
佐賀県議会議事堂 2階 第1会議室
- ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。

- (5) 入札方法に関する事項

- ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする、ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状（別紙様式）を提出するものとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は、頭始に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行ないます。

(7) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に3の担当課に確認すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできません。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において4の(5)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のない者

シ アからサまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(9) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(10) 落札者の決定方法

ア 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 3 回を限度）を行う。

5 その他

（１）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号により免除する。

（３）契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号により免除する。

（４）契約書作成の要否 要

（５）詳細は入札説明書を参照ください。

問合せ先

佐賀県議会事務局 総務課 経理担当 電話 0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 1 5